

最終保障供給約款以外の供給条件（電気・ガス価格激変緩和対策
事業に係る電気料金の特別措置）の特例承認申請について

2022年12月7日
関西電力送配電株式会社

当社は、2022年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気・ガス価格激変緩和対策事業^{*}に関して、11月28日に補助対象事業者として事業者公募に申請し、12月2日に経済産業省に採択されました。

上記を踏まえ、激変緩和対策事業に係る最終保障供給料金の特別措置の実施にあたり、最終保障供給約款以外の供給条件について、本日、承認申請しましたのでお知らせします。

○主な特別措置内容

1. 適用対象

最終保障供給約款に基づき、高圧で電気の供給を受けるお客さま

2. 適用期間

2023年1月使用分から2023年9月使用分まで

ただし、契約電力500キロワット以上のお客さまで、検針日が毎月初日のお客さまは、2月使用分から10月使用分まで

3. 値引き単価

(1) 2023年1月使用分から2023年8月使用分まで

3. 50円/kWh（消費税等相当額を含む）

(2) 2023年9月使用分

1. 80円/kWh（消費税等相当額を含む）

ただし、契約電力500キロワット以上のお客さまで、検針日が毎月初日のお客さまにおける（1）については、2023年2月使用分から2023年9月使用分まで、（2）については、2023年10月使用分

4. 値引き方法

適用期間における1月ごとの燃料費調整単価について、該当する値引き単価を差し引いた上で、電力量料金を算定します。

なお、お客さまによる手続きは不要です。

5. お客さまへのお知らせ方法

2023年2月分料金以降の毎月の請求書および、当社ホームページ
(<https://www.kansai-td.co.jp/application/last-resort/index.html#section3>) に
おいて値引き単価を掲載します。

別紙：最終保障供給料金の請求書イメージ

※ 電気・ガス価格激変緩和対策事業

2022年10月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策であり、2023年度前半にかけて、毎月の請求書に直接反映する形で電気料金の値引きを行い、電気料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減する対策です。

詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト

(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>)をご覧ください。

以 上

銀行振込でのお支払

ご請求金額	
お支払期限日	

請求明細1 / 1 ページ

料金内訳名	金額	内容
---ご請求金額内訳---		
電力料（最終保障電力（高圧））	1,000,000	
消費税等相当額（10%対象計）	10,000	
---ご契約情報---		
整理番号	01-10-1234567-000-01	
ご契約名義	送配電 太郎	
ご使用場所	大阪市北区中之島 3丁目6番16号	
---お問い合わせ先---		
担当事業所	大阪本店	
電話番号	06-XXXX-XXXX	

〇〇〇〇年〇〇月分（〇〇〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇〇〇年〇〇月〇〇日）の電気料金をご請求いたします。（使用量〇〇〇〇kWh、最大需要電力〇〇kW、力率〇〇%）ご請求金額には、法律で定められた賠償負担金相当額（12銭/kWh）及び廃炉円滑化負担金相当額（11銭/kWh）を含んでおります。燃料費調整単価には国による軽減措置（▲3円50銭/kWh）を含んでおります。